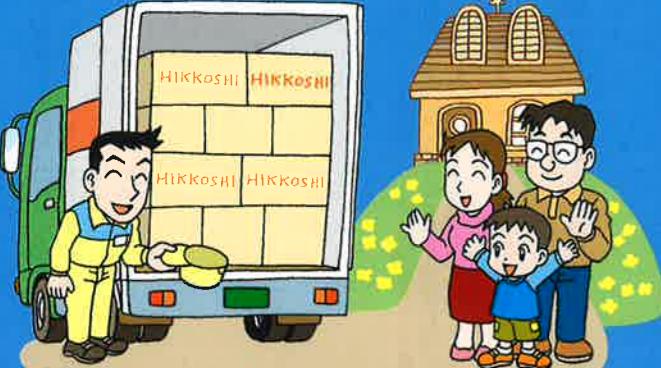


知って得する情報満載

# 「標準引越し運送約款」のポイント

スムーズなお引越しのために  
必ずお読みください



公益社団法人  
全日本トラック協会  
<http://www.jta.or.jp>



## 1 約款について…

- この約款は、一般家庭の引越でトラックを使用しておこなうすべての引越に適用されます。【第1条1】  
\*事務所の移転や、ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、この約款によらない旨を引越事業者が予め告知した場合には適用されません。



## 2 見積りは無料です

- 見積もりは無料。(ただし事前のお客様の了解を得た場合には、下見に要した費用を頂くことがあります) 【第3条4】
- 見積もりの際に、内金、手付金などを支払う必要はありません。 【第3条5】



- 荷物を受け取るときに見積書に記載された方法で運賃等をお支払いいただきます。【第19条1】



## 3 現金や貴重品などはお引き受けできない場合があります

- お客様で運んでいただきたいもの。【第4条2-1】



などお客様が持つことができる貴重品

- お引き受けできない場合があります。【第4条2-2～3】



## 4 引受できないものや、こわれやすい物は事前に申告してください【第8条】

ポイント③のものや、パソコンなどの電子機器、変質もしくは腐敗しやすいもの等、運送上の特段の注意が必要なものについては、事前に申告をお願いします。



## 5 荷造りや作業について

- 見積書の作成の際は、お客様と引越事業者で作業内容、作業分担を確認します。【第3条2八】
- 事業者が荷造りする場合、お客様が費用を負担します。 【第7条3】



## 7 引越し前と引越し後に確認!

- 引越前と引越後に、壁や床にキズがないか、最後に部屋やトラックなどに荷物が残っていないか、運送事業者と確認しましょう。



## 6 解約・延期手数料は…

- 解約・延期手数料は引越荷物の受取日の前々日で見積運賃等(運賃及び料金)の20%以内、前日で同30%以内、当日で同50%以内です。  
すでに実施・着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したもの)はいただきます。

【第21条】

## 引越荷物の受取日の

前々日のご連絡	前日のご連絡	当日のご連絡
見積書に記載した見積運賃等の 20%以内	見積書に記載した見積運賃等の 30%以内	見積書に記載した見積運賃等の 50%以内

【第21条2-1, 2-2】

## 8 荷物の破損や紛失については3ヶ月以内にお知らせください

- 事業者の責任は荷物のお引き渡しが終わってから3ヶ月以内にご連絡がない場合、消滅します。

【第25条1】



# 標準引越運送約款

(平成一年運輸省告示第五百七十七号)

最終改正 平成三十一年三月八日 国土交通省告示第三百二十一号

目 第一章 次

第二章 見積り 則 (第一条・第二条)

第三章 運送の引受け (第四条・第五条)

第四章 荷物の受取 (第六条・第八条)

第五章 荷物の引渡し (第九条・第十二条)

第六章 事 故 (第十三条・第十四条)

第七章 運 貨 等 (第十五条・第十七条)

第八章 責 任 (第二十二条・第二十九条)

第九章 費 用 (第二十二条)

第十章 附 則

## 第一編 第一章 見積り 則

### (適用範囲)

**第一条** この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送で、試算(以下「見積り」という)を行います。ただし、事業所等の移転又は当店が別に定める運賃料金表によります。

あつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

**第二条** 当店は、前二項の規定にかかるわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

### (受付日時)

**第一条** 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

**第二条** 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第三条** (見積り)

当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という)を行います。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送で、試算を行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

三 荷物の受取日時及び引渡し

四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

五 その他見積りに関し必要な事項

六 解約手数料の額

七 事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号

八 同上

九 荷物の種類及び性質

十 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。

十一 運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

十二 その立会いの上で、これを点検することができます。

十三 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告と異なるときは、点検に要した費用を負担とします。

十四 荷物の種類及び性質の確認

十五 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

十六 荷物が運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

十七 荷物の種類及び性質

十八 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

十九 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

二十 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

二十一 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

二十二 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

二十三 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

二十四 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

二十五 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

二十六 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

二十七 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

二十八 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

二十九 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

### (荷物の引渡し)

当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

### (荷造り)

当店は、引越運送の引受けを拒絶することができます。

二 二回作業等に応じて運賃等の内容とともに区分してわかりやすく記載します。

三 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

五 その他荷造りが必要な事項

六 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

七 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

八 同上

九 その他荷造りに関し必要な事項

十 その他荷造りが必要な事項

十一 その他荷造りが必要な事項

十二 その他荷造りが必要な事項

十三 その他荷造りが必要な事項

十四 その他荷造りが必要な事項

十五 その他荷造りが必要な事項

十六 その他荷造りが必要な事項

十七 その他荷造りが必要な事項

十八 その他荷造りが必要な事項

十九 その他荷造りが必要な事項

二十 その他荷造りが必要な事項

### (荷物の引渡し)

当店は、引渡しを行います。

二 二回作業等に応じて運賃等の内容とともに区分してわかりやすく記載します。

三 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

五 その他荷造りが必要な事項

六 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

七 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

八 同上

九 その他荷造りが必要な事項

十 その他荷造りが必要な事項

十一 その他荷造りが必要な事項

十二 その他荷造りが必要な事項

十三 その他荷造りが必要な事項

十四 その他荷造りが必要な事項

十五 その他荷造りが必要な事項

十六 その他荷造りが必要な事項

十七 その他荷造りが必要な事項

十八 その他荷造りが必要な事項

十九 その他荷造りが必要な事項

二十 その他荷造りが必要な事項

二十一 その他荷造りが必要な事項

二十二 その他荷造りが必要な事項

### (荷物の引渡し)

当店は、引渡しを行います。

二 二回作業等に応じて運賃等の内容とともに区分してわかりやすく記載します。

三 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

五 その他荷造りが必要な事項

六 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

七 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

八 同上

九 その他荷造りが必要な事項

十 その他荷造りが必要な事項

十一 その他荷造りが必要な事項

十二 その他荷造りが必要な事項

十三 その他荷造りが必要な事項

十四 その他荷造りが必要な事項

十五 その他荷造りが必要な事項

十六 その他荷造りが必要な事項

十七 その他荷造りが必要な事項

十八 その他荷造りが必要な事項

十九 その他荷造りが必要な事項

二十 その他荷造りが必要な事項

二十一 その他荷造りが必要な事項

二十二 その他荷造りが必要な事項

### (荷物の引渡し)

当店は、引渡しを行います。

二 二回作業等に応じて運賃等の内容とともに区分してわかりやすく記載します。

三 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

五 その他荷造りが必要な事項

六 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

七 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

八 同上

九 その他荷造りが必要な事項

十 その他荷造りが必要な事項

十一 その他荷造りが必要な事項

十二 その他荷造りが必要な事項

十三 その他荷造りが必要な事項

十四 その他荷造りが必要な事項

十五 その他荷造りが必要な事項

十六 その他荷造りが必要な事項

十七 その他荷造りが必要な事項

十八 その他荷造りが必要な事項

十九 その他荷造りが必要な事項

二十 その他荷造りが必要な事項

二十一 その他荷造りが必要な事項

二十二 その他荷造りが必要な事項

### (荷物の引渡し)

当店は、引渡しを行います。

二 二回作業等に応じて運賃等の内容とともに区分してわかりやすく記載します。

三 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号

五 その他荷造りが必要な事項

六 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

七 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号

八 同上

九 その他荷造りが必要な事項

十 その他荷造りが必要な事項

十一 その他荷造りが必要な事項

十二 その他荷造りが必要な事項

十三 その他荷造りが必要な事項

十四 その他荷造りが必要な事項

十五 その他荷造りが必要な事項